

## 年金受給に必要な資格期間が短縮されます

これまで、老齢年金を受給するためには、保険料納付済期間（国民年金保険料を払った期間や、厚生年金・共済年金の被保険者だった期間）と、保険料免除期間などを合算した期間（資格期間）が 25 年以上必要でした。それが今年の 8 月から、「10 年以上」に短縮されます。（実際の年金支給は 10 月から）

大幅な期間短縮であり、これにより約 64 万人が新たに年金を受け取れるようになると言われてしています。

対象となる人（資格期間が 10 年以上 25 年未満の人）には、日本年金機構から年金請求書が送られています。（今年 3 月頃から、順次発送されているようです）

もちろん、受給できる年金額は資格期間や納付した保険料によって変わり、月 1 万数千円程度にしかならない場合もあります。しかし、これまでは 24 年間保険料を払っていたのに、あと数ヶ月分足りないために年金が全くもらえないということがあったわけで、少しでもそういう事態を減らし、年金制度への信頼を取り戻したいという趣旨です。

特に事業所として何かが変わるということではありませんが、利用者さんやご家族、あるいは職員にも申しかしたら対象となっている方がいるかもしれません。大事な知識・情報として知っておいていただきたいと思います。

なお、各年金事務所では年金相談を実施していますが、この期間短縮の請求・相談もあり、窓口が混雑しているとのこと。年金相談は予約をオススメしているということです。まずは「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165) へ電話して相談してみてください。

## 働き方改革の実現のためにできることは？ ①

国は 3 月末に「働き方改革実行計画」を決定し、総理は「日本の働き方を変える改革にとって、歴史的な一歩である。」と発言しました。

以前このナビでも取り上げましたが、実行計画で示された大きな柱は以下のとおりです。

- 非正規雇用の処遇改善（同一労働同一賃金）
- 賃金の引上げと労働生産性の向上
- 罰則付きの残業時間上限規制
- 柔軟な働き方ができる環境整備（テレワークや兼業・副業）
- 女性・若者・高齢者が活躍できる環境整備
- 子育て・介護と仕事の両立

今までもさんざん言われてきたテーマが盛り込まれており、これをいかに具体的な取り組みとして実行していけるかが大きな課題であると言えます。

そしてまた、働く側もこの動きには非常に興味をもっており、学生の就職活動では「残業がどのくらいあるか」「休みはしっかり取れるか」「子育てをしながらも働ける環境か」といったことが企業選びの重要ポイントになっているといます。

今後ますます労働力の減少が加速するなか、人材を確保するためには「働き方」の見直しや、人事労務に対する意識の転換が必要だと思われます。

私は、福祉・介護の事業所は、実はこの「働き方改革」を実現しやすい環境にあるのではないかと考えていますが、では、どこに重点をおき、何をどう実行していけばいいのか、先を見据えた人事労務管理の方向性を考えてみたいと思います。次回へ続きます

## 特別セミナー開催しました！

6 月 5 日に、長野市で「人材育成・キャリアパスセミナー」を開催しました。おかげさまで定員いっぱいの皆様にご参加いただき、大変充実したセミナーになったと思っています。

引き続き、お役に立てるセミナーを開催していきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)